

集落の維持・活性化について

令和元年12月20日

令和元年度第6回過疎問題懇談会

過疎地域自立促進特別措置法における集落の維持・活性化に係る主な規定

(過疎地域自立促進のための対策の目標)

第三条 過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一～四 (略)

五 基幹集落の整備及び適正規模集落の育成を図ることにより、地域社会の再編成を促進すること。

(過疎地域自立促進方針)

第五条 (略)

2 自立促進方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一～八 (略)

九 過疎地域における集落の整備に関する事項

3～6 (略)

(過疎地域自立促進市町村計画)

第六条 (略)

2 市町村計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一～八 (略)

九 集落の整備に関する事項

十 (略)

3～7 (略)

(過疎地域自立促進のための地方債)

第十二条 過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて行う地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び次に掲げる施設の整備につき当該市町村が必要とする経費については、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができる。

一～二十一 (略)

二十二 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅

二十三・二十四 (略)

2 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの(当該事業の実施のために地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。)の実施につき当該市町村が必要とする経費(出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。)については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

3 (略)

集落の維持・活性化に向けて行っている主な施策

○ 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」において、生活支援の取組や産業を創出する活動を支援

※ 1事業当たり上限2,000万円を交付金により支援

○ 過疎地域集落再編整備事業

過疎地域の集落再編を図るために行う事業(定住促進団地整備事業、空き家活用事業、集落等移転事業、季節居住団地整備事業)に対する支援

※ 交付金(交付率1/2)により支援

○ 集落支援員

集落への「目配り」として、集落の点検・巡回や集落のあり方に係る話し合い等を促進する者に対する支援

※ 専任の集落支援員1人当たり上限350万円を特別交付税により支援

【参考】

○ 地域おこし協力隊

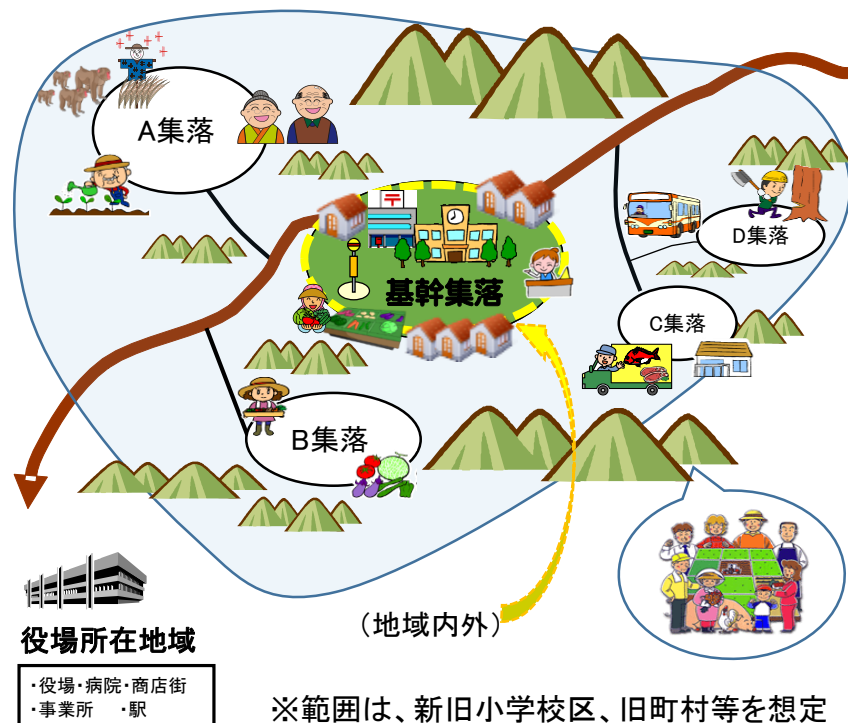
都市地域から過疎地域等に生活の拠点を移し、地域おこしの支援や住民の生活支援などの地域協力活動を行う者に対する支援

※ 地域おこし協力隊員1人当たり上限400万円を特別交付税により支援等

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

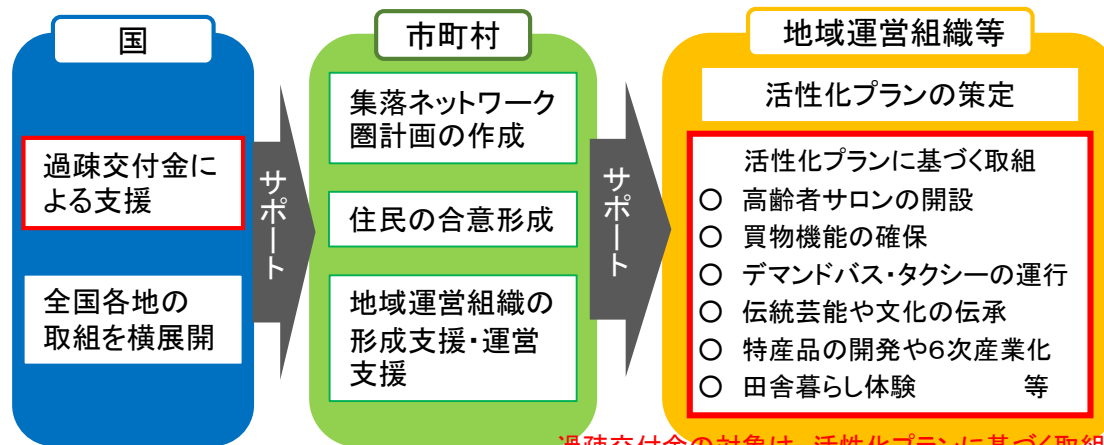
集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能を確認することにより、持続可能な暮らしを実現



過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織 (地域運営組織等(郵便局含む))
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 令和元年度予算額 4.0億円(平成30年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組



過疎交付金の対象は、活性化プランに基づく取組

○ 過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援

施策の概要

(1) 事業の種類

① 定住促進団地整備事業(昭和46年度～)

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

② 定住促進空き家活用事業(平成19年度～)

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する事業に対して補助

③ 集落等移転事業(昭和46年度～)

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居から基幹的な集落等に移転するための事業に対して補助

④ 季節居住団地整備事業(平成12年度～)

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する事業に対して補助

(2) 事業主体

過疎地域を有する市町村

(3) 交付率

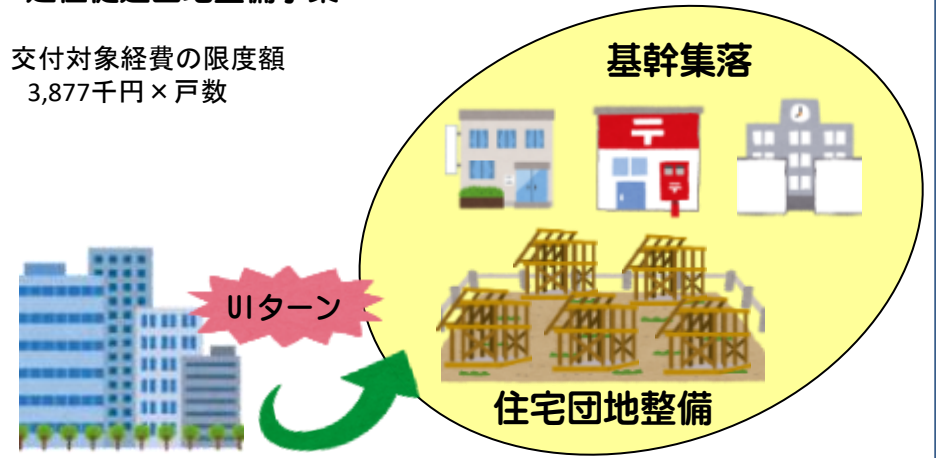
1/2以内

(4) 令和元年度予算額 89,652千円
(平成30年度予算額 89,652千円)

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額
3,877千円×戸数



定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額
4,000千円×戸数



集落支援員について

集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成30年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,391人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,497人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人あたり40万円)を上限に特別交付税措置※人口集中地区を除く)、情報提供等を実施

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費・地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

地方自治体の取組のフロー

■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
 - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、地方交付税措置
 - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者1人あたり100万円上限
 - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

地域

- 斬新な視点（ヨソモノ・ワカモノ）
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和6年度に8,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が同じ地域に定住
※H29.3末調査時点

ご議論いただきたい内容

- 過疎地域において、小規模化や高齢者割合の高い集落の増加傾向が続く中、今後の集落の維持・活性化対策として、どのような理念の下で、どのような施策を講じるべきか、ご議論をお願いしたい。
- とりわけ消滅（無人化）が危惧される過疎地域の集落において、住民の生活環境や生活の質を維持するためにどのような施策を講じるべきか、併せてご議論をお願いしたい。